

越谷市火災予防規則新旧対照表

新	旧
<p>(安全装置)</p> <p>第8条 条例<u>第31条の2第2項第5号又は第6号(第31条の4第2項第4号)</u>に規定し、又は<u>第31条の5第2項</u>において例によることとされる場合を含む。)の規定による安全装置は、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1) 条文略</p> <p> }</p> <p>(3) 条文略</p> <p>(危険物の漏えいを点検することができる措置)</p> <p>第10条 条例<u>第31条の2第2項第9号オ</u>の規定による危険物の漏えいを点検することができる措置は、配管の接合部分を蓋のあるコンクリート造等の箱に収納したもので、箱の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 条文略</p> <p> }</p>	<p>(安全装置)</p> <p>第8条 条例<u>第31条の2第5号又は第6号(第31条の4第4号)</u>に規定し、又は<u>第31条の5</u>において例によることとされる場合を含む。)の規定による安全装置は、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1) 条文略</p> <p> }</p> <p>(3) 条文略</p> <p>(危険物の漏えいを点検することができる措置)</p> <p>第10条 条例<u>第31条の2第9号オ</u>の規定による危険物の漏えいを点検することができる措置は、配管の接合部分を蓋のあるコンクリート造等の箱に収納したもので、箱の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 条文略</p> <p> }</p>

(3) 条文略

(通気管の基準)

第11条 条例第31条の4第2項第4号(条例第31条の5第2項において例によることとされる場合を含む。)の規定による通気管は、次のとおりとする。

(1) 条文略

}

(4) 条文略

(タンク周囲への流出防止)

第12条 条例第31条の4第2項第10号に規定する流出を防止するための有効な措置は、次のとおりとする。

(1) 条文略

ア 条文略

イ 条文略

ウ 流出止めの容量は、当該タンクの容量の100パーセント以上とすること。

(2) 条文略

(漏えい検査管)

第13条 条例第31条の5第2項第7号の規定による危険物の漏れを検査するための管は、次のとおりとする。

(3) 条文略

(通気管の基準)

第11条 条例第31条の4第4号(条例第31条の5において例によることとされる場合を含む。)の規定による通気管は、次のとおりとする。

(1) 条文略

}

(4) 条文略

(タンク周囲への流出防止)

第12条 条例第31条の4第10号に規定する流出を防止するための有効な措置は、次のとおりとする。

(1) 条文略

ア 条文略

イ 条文略

ウ 流出止めの容量は、当該タンクの容量の110パーセント以上とすること。

(2) 条文略

(漏えい検査管)

第13条 条例第31条の5第7号の規定による危険物の漏れを検査するための管は、次のとおりとする。

(1) 条文略

}

(4) 条文略

(1) 条文略

}

(4) 条文略